

保存版

はじめまして。
松沢小学校PTAガイド

～PTA活動を理解するために必ずお読みください～



世田谷区立松沢小学校PTA
(2020年7月版)



～目 次～

1. ようこそ松沢小学校PTAへ	2
2. 松沢小学校PTAの組織	4
3. 主なPTA行事	8
4. PTAへの参加について	9
5. PTAの連合組織	11
6. サークル活動・その他	12
付：松沢小学校PTA会則	13

このガイドをPTA活動の参考にしてください



1. ようこそ松沢小学校PTAへ

PTAの意味

PTAは、Parent-Teacher-Associationの略で、「子どもの幸せの実現」を目指して、保護者（P会員）と教員（T会員）がお互いに学びあうとともに、協力して実際に活動するボランティアな社会教育関係団体です。

PTAの目的

学校と家庭は子どもたちの教育の中心的な役割を担いますが、保護者と教員がPTAを通して地域との連携を深め、子どもたちの環境をよりよくしていくことを目指して活動しています。「子どもの幸せの実現」を目指して保護者と教員が互いに協力し合い、自分の子どもだけでなく、たくさんのお子さんや地域の方々に関わりながら、より安全で安心な環境づくりに取り組んでいます。

具体的な活動

直接子どもたちに関わることから、教育・生活環境の整備向上まで様々な活動をしています。

例えば、

- (1) 朝の登校見守り、防犯活動、交通安全教室の協力
- (2) 子どもまつりの開催や地域行事への協力
- (3) 学校の様々な活動への連携や協力
- (4) 保護者の勉強や親睦の場となる講演会や研修会の企画・運営
- (5) 他校PTAや協力団体との連絡や協力

などです。

PTAの任意加入について

PTAは入退会自由のボランティアな団体です。入会は強制されませんが、多くの保護者の方に加入いただくことで成り立っている組織・活動でもあります。松沢小学校PTAでは、上記の趣旨にご賛同いただける保護者にはなるべく全員加入をお願いしています。

会員はすべて平等で、学校・地域と協力し、すべての保護者に対し「お互いさま」の気持ちで「できる時に、できる人が、できることを」を基本にして、仕事やご家庭の事情に配慮し、時代の変化に応じた見直しをしながら活動しています。



各家庭の協力について

松沢小学校 PTA では、必要に応じて各家庭に役員・委員・地区委員・係・当番などの役を担当していただいています。毎年 4 月の学級保護者会と秋の役職選考で担当を決めています。

PTA 会費について

会費は一家庭につき月額 200 円×12 ヶ月の 2400 円です。6 月末頃にゆうちょ銀行口座より引落としとなります。転出される方は、転出届受領後、退会される日付に基づき、年度末までの分をお返しいたします。転入された方は、入会届受領後、転入される日付に基づき、会費をお支払いいただきます。皆様からの会費は以下のように使われています。

<PTA 運営費> 消耗品費、通信費、交通費、対外渉外費、慶弔費、児童費(新入・卒業お祝い品他)、備品費、広報費、雑費など。

<活動費> 各委員会、サークル費など。

<その他> 予備費、周年行事等積立金、世小P分担金、PTA 総合補償保険料など。

PTA 会費は、T 会員である先生方にもご負担いただいております

役職経験者からの声！

☆学校のことがよく分かり、子どもやお友だちと共通の話題が増えました。

☆学年の違う知り合い、地域との顔なじみが増え、他校との交流も出来たのでこれまでの日常生活とは異なる刺激を受けることが出来ました。

☆企画から運営まで、大変なこともありましたが、やり遂げたときには久しぶりに達成感を味わえました。

☆子どもたちのために様々な方や団体が関わっていることを知り、学校や家庭だけで子育てをしているのではないと実感することが出来ました。



2. 松沢小学校PTAの組織

総 会

全会員の直接参加によるPTAの最高議決機関で、ここで全会員の意志決定がなされます。定期総会は毎年年度初め（6月中旬頃）に開催されます。

執行部会

執行部（後述）と校長先生（名誉会長）・副校長先生（T会員副会長）も交えた会合であり、実行委員会の議題等について検討します。

実行委員会

総会に次ぐ議決機関であり、運営上の諸問題について議論する場でもあります。校長先生（名誉会長）、副校長先生（T会員副会長）、役員、委員などが出席します。

委 員 会

委員会には、学級委員・校外委員・役職選考委員・家庭研修委員・子どもまつり運営委員・地区委員が委員会を運営して活動しています。

係・当番

各学級では、役員・委員に就かなかったP会員の方々に、必要な係と当番をお願いしています。係・当番活動は学校や委員の活動の見直しにより、必要に応じた人数を募集しています。

ボランティア

自主的に活動していただくボランティア活動を、執行部や委員が必要に応じて随時募集します。ご協力可能な方々にご協力をお願いしています。



全PTA 会員

A 【前年度末までに役職選考委員会選出により決定】

各委員会は委員2名、サポーター委員0～4名で運営

* サポーター委員は、委員決定後に委員からの指名または公募により選出する。立候補者が不在または不足の場合、係から選出する

会長

副会長

学級委員会
(委員:2名、サポーター委員:0～4名)

校外委員会
(委員:2名、サポーター委員:0～4名)

役職選考委員会
(委員:2名、サポーター委員:0～4名)

家庭研修委員会
(委員:2名、サポーター委員:0～4名)

子どもまつり運営委員会
(委員:2名、サポーター委員:0～4名)

地区委員
(松原:2名、松沢:2名)

* 世小P理事、周年行事などで必要な年度には、新たに委員・サポーター委員を選出することもできる。

会計
総務
会計監査

B 【学級保護者会(4月)で実施する係・当番決めで決定】

一年度の間(4月～3月)で、Aの中の役を担っていないP会員は、必要人数に応じたBの中の係・当番に選出されます。

募集が必要な当番は・・・

【学校が必要とする当番】

- ◇運動会受付当番
- ◇音楽会・展覧会当番(隔年)
- ◇学校保健委員会出席当番

【PTAが必要とする当番】

- ◇子どもまつり当番
- ◇ブロック研修会、ハレホール大会当番(該年度ののみ)

【外部団体が必要とする当番】

- ◇サマーフェスティバル当番
- ◇しもたか音楽祭当番
- ◇遊びの宝島当番(児童館)

学級係(各クラス1名)
※ヘルマークボランティア活動

※朝の登校見守り・交通安全教室など必要に応じて随時ボランティア募集

役職選考係(各クラス1名)

家庭研修係(各クラス1名)

子どもまつり係(各クラス1名)

卒業対策係(2名)
※選出対象は6年生保護者のみ

松沢小学校での避難所運営、4月保護者会の司会など必要なボランティアは随時募集

執行部（役員）

P会員から選出されたPTA活動の推進役です。

- ・会長（1名）：松沢小学校PTAの代表者として、PTA活動が円滑に運営できるように配慮すると共に、総会・役員会・執行部会・実行委員会を開催し取りまとめます。また、近隣PTAや世小P等の外部団体とのパイプ役もします。
- ・副会長（3名）：会長の仕事を補佐し、他の役員と連携しながら各委員会を担当してまとめ、PTA活動が円滑にできるようにします。また、学校とも連携をとりながら係・当番決め、ボランティア募集活動の取りまとめをします。
- ・会計（2名）：PTA会費の管理・出納、備品の購入を担当します。
- ・総務（3名）：PTAだよりなどの印刷物や執行部会の議事録作成、当番への連絡、入退会の管理などを担当します。

（役員の数人は、必要な場合は実行委員会の承認を得て増員することができます）

会計監査

前年度会計役員が就任します。

学級委員会

各学級の学級係により組織され、学級委員は学級係を通して各クラスへ連絡事項を伝えるなど年間を通じて活動します。担任の先生と保護者、保護者同士がうまくコミュニケーションを図れることを目指します。

また、ベルマークボランティアを取りまとめ、学校やPTAの備品を整えるために、ベルマーク・テトラマーク付きパック・純正インクカートリッジなどを収集・集計し、学校と相談して子どもたちのために必要なものを購入します。

役職選考委員会

対象者となる会員から、次年度の役員・委員・地区委員の候補者を選出します。役員・委員・地区委員の活動内容を会員に情報提供すると共に、現状にあったよりよい選出方法を目指して検討し、提案・実施します。

家庭研修委員会

P会員T会員の研修を目的とした外部講師を招いての講演会・勉強会、給食試食会などを企画・開催します。



子どもまつり運営委員会

毎年1回（7月第1土曜日）、学校と共催で地域団体や遊び場開放運営委員会などと協力して子どもまつりを開催しますが、この企画・準備・当日の運営を取りまとめます。子どもまつりは毎年多くの児童が参加する人気行事です。

校外委員会

学校・北沢警察署・世小P地域環境部と連携して、子どもたちの校外生活の安全を目指した活動を行います。保護者が防犯カードを身につける活動の推進や、その報告の取りまとめを行い保護者へ報告します。朝の登校見守りは、学校が行う「朝のあいさつ活動」と連携して、ボランティアの募集などを行いながら活動を推進します。

地区委員

松原地区及び松沢地区（各2名）の各青少年地区委員会への窓口として、地域行事に参加・協力をしながら活動します。

特別委員会

執行部会から提案され、実行委員会での承認を経て設立される、単年度若しくは複数年度の臨時委員会で、周年行事・世小P担当校などの際に設置されます。

部

サポートボランティアが集まり、既存の委員会活動の範囲外での活動を行いたいときには、役員会へ提案します。役員会が審議し実行委員会に提案し承認されれば、設置できます。



3. 主なPTA行事

松沢小学校PTAでは、年間を通して次のような行事を実施しています。

<総会>

定期総会と臨時総会があり、全会員の意思決定がなされるPTAの最高議決機関です。定期総会は、年1回年度初めに開催されます。臨時総会は、重大で突発的なことがある場合、実行委員会あるいは全会員の8分の1以上の要求により、会長が招集します。

<交通・自転車安全教室>

北沢警察署の協力を得て、学校との共催で授業カリキュラムの一貫として行われています。

<子どもまつり>

児童館・地域団体・近隣大学や高校のボランティアの協力も得て、地域の大人と子どもたちとの楽しい出会い・ふれあいの場として始まりました。校庭・校舎・体育館を使用して学校と共催で開催されます。子どもたちが毎年楽しみにしているイベントで、PTA活動の意義を直接感じられます。

<講演会・研修会>

子どもの教育に関わる、家庭・学校・地域社会の様々な問題について、保護者としての関わり方や解決方法などを学ぶ場として開催されます。

<近隣イベントへの協力>

子どもまつりへの協力団体が主催するイベントや商店街の行事「サマーフェスティバル」「しもたか音楽祭」、児童館の「遊びの宝島」などに感謝の気持ちで協力しています。参加することを通じて、楽しみながら地域とのつながりを深めています。



4. P T Aへの参加について

< P T Aへの参加について >

松沢小学校 P T Aでは、毎年秋に翌年度の役員・委員・地区委員を立候補とくじで選出しています。また、会員の意見を WEB によるアンケートなどで随時確認をしながら、子どもたちの幸せにつながる必要なことは残しつつも、会員の負担が少なく参加しやすい P T Aを目指して、学校とも相談・協力をしながら活動の見直しをしています。

学校行事や委員会などの活動に必要な係・当番については、4月の保護者会で募集を行い、会員に協力をお願いしています。係は担当の委員と協力し、委員の活動期間に応じて運営に参加しています。当番は、それぞれの委員・係をサポートする短時間かつ一回のお手伝いがほとんどです。また、必要に応じてボランティア活動を募集することがあります。

※「係」の役割 ⇒委員会活動の手伝い

- 学級係：学級委員の手伝いなど
- 役職選考係：次年度の役員・委員など選出作業の手伝い
- 家庭研修係：講演会・給食試食会などの開催手伝い
- 子どもまつり係：子どもまつり開催準備の手伝い
- 卒業対策係：卒業記念品や謝恩会の準備（→6年生保護者のみ）

※「当番」の役割 ⇒短時間で1回の手伝い

- 子どもまつり当番：子どもまつり当日の手伝い
- 運動会当番：学校行事である運動会当日の受付手伝い
- 学校保健委員会出席当番：学校が開催する健康や保健に関する講演会への参加
- 展覧会・音楽会受付当番：学校行事であり隔年で開催される展覧会と音楽会の受付手伝い
- 遊びの宝島当番ほか：児童館、商店街など近隣行事やブロック校イベント当日の手伝い



<校外の防犯活動について>

緊急時の集団下校が必要なときは、居住住所により振り分けた学校校外班で行動をします。学校校外班はPTAではなく、学校が管理・運営をしています。児童と保護者にはどの学校校外班の所属となるのか、毎年度初めに学校から連絡があります。

また、所属の学校校外班で6年生児童が班長となり、自分がどの校外班なのか、また誰が一緒なのかなどを確認する活動があります。

学校校外班とは別に、PTAでは2020年度より防犯について新しい取り組みが始まりました。保護者は外出の際に防犯カードを身につけ、犯罪者に対して犯罪に対する意識が高く、犯罪の難しい地域だという印象を与えることで、子どもたちを犯罪から未然に防ぐことを目指した活動を行っています。防犯カードに記載されているQRコードから歩いた場所、気づいたことなどを簡単に報告し、その内容は登録制メール配信サービスのミマモルメメールなどで会員に情報が共有されます。

【防犯カードを身につける防犯活動のルール】

- ・外出のときには防犯カードを周囲から見えやすいように身につける。
- ・防犯カードを身につけた人同士は挨拶を心がける。
- ・防犯カードのQRコードより報告をする。

※防犯カードは教員と各家庭に1枚・2名分（各自で2枚に切り離して使用）配布しています。新年度に配布される保護者証と表・裏に入れて使用してください。

カードを入れるホルダーは、入学時に一つPTAより配布していますが、破損した場合やご家族分は近隣の文具店でご購入ください。

※犯罪者は、住民のつながりが薄くお互い無関心な地域を好み、コミュニティが機能している地域を嫌う傾向があります。腕章や誘導灯で装備した一団をたまに見かける町よりも、防犯カードを身につけた人をよく見かけ、そこかしこで挨拶が交わされている町のほうが、犯罪者は近寄りにくいとの情報が世田谷区・警察からあります。

ほかに、PTAでは地域に共通する子どもの生活指導や生活環境に関連した問題について、学校、警察署や世田谷区と連携・協力しながら活動しています。子どもの校外での生活を豊かなものにするため、事故・事件から守る安全運動の推進、安全指導の実施、通学路危険箇所の点検・整備、朝の登校見守り活動も行っています。

【朝の登校見守り活動について】

学校で年に6回（4・6・9・12・1・3月）行われる、気持ちのよい挨拶がすすんでできる子どもの育成を目指す登校時の「あいさつ運動」と同時に行なっています。保護者も通学路で登校する児童へ「おはよう」と声をかけながら、児童が安全に登校できるように見守ります。毎回ボランティア募集をおこないますが、児童の登校時間のため、通勤の保護者の方々にも防犯カードを身につけての参加をお願いします。

5. P T Aの連合組織

各学校P T A(単位P T A、又は単Pともいう)の共通の目的を達成するために以下のような連合組織が結成されています。これらの組織は、いろいろな活動を推進しながら、課題の解決、教育世論の喚起、教育条件の整備向上などに取り組んでいます。

区の連合組織 : 世田谷区立小学校P T A連合協議会(略称: 世小P)
都の連合組織 : 東京都公立小学校P T A協議会(略称: 都小P)
全国の連合組織: 日本P T A全国協議会(略称: 日P)

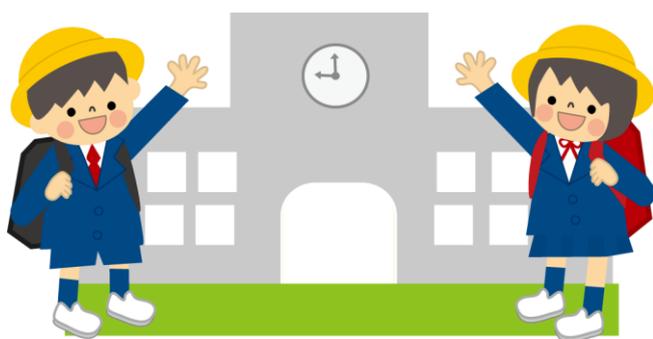
<世小Pの組織について>

世田谷区には区立小学校が61校あり(令和2年度現在)、61校の単位P T Aすべてが加盟し、各校の校長とP T A会長が理事として参加しています。また、61校は8つのブロック(1ブロック7~8校)に分かれて活動し、松沢小学校は第2ブロックに所属しています。

第2ブロックの中では輪番制でブロックの代表となり、世小Pとの連絡や、ブロックに所属する学校を取りまとめる常任理事校となります。ブロックに所属する各校の校長・会長への連絡・招集、ブロック研修会の開催、常任理事会への出席など、世小P活動の運営にかかわる大切な役割を担います。

また、地域環境連絡協議会(10年に1回・警察と連携して活動)、P T A広報誌「P T Aの広場」編集スタッフについても輪番制で担当するため、該当する年度のみ特別委員会や役員の増員で対応しています。

※学校数は年度により増減することがあります。最新情報は「世田谷区立小学校P T A連合協議会」のホームページなどでご確認ください。



6. サークル活動・その他

松沢小学校PTAでは、学級や学年の枠を超えた同好の集まりとして、次のようなサークルが活動しています。また、活動人数により皆様からいただいているPTA会費から活動費を支給しています。サークル活動日や連絡先に関しては、松沢小学校ホームページのPTAの項目からご確認ください。

<コーラス>

声楽の先生が発声から丁寧に教えてくれるので初心者でも大丈夫。優しく明るい先生です。美しいハーモニーが響く時の喜びは格別です！ポピュラーな曲も歌います。お気軽に見学にいらしてください！

活動日：毎週水曜日 10～12時

活動場所：松沢中学校ミーティングルーム

連絡先：matsuzawachorous@gmail.com



<バレーボール>

週2回の練習と年に数回の大会参加が主な活動です。楽しく強いチーム作りを目指して日々取り組んでいます。ママさんから始めた初心者が多いチームですので、ぜひシューズを持参いただき、ボールを触って一緒に楽しみましょう！

活動日：水曜 17～19時、土曜 13～16時

活動場所：松沢小学校体育館

連絡先：matsuzawasyovc@gmail.com



<バスケットボール>

毎回10～20人ほどで集まり、ゲームを中心に楽しく活動しています。経験者だけでなく、未経験者の方も大歓迎です！お気軽にご参加ください。



活動日：土曜日の夕方
活動場所：松沢小学校体育館
連絡先：hiro.nagai@gmail.com

<バドミントン>

バドミントンは運動経験が少ない人でも始めやすいスポーツです。また、アットホームでありあまり緊張することなく参加できると思います。毎週参加できなくても全然OKです。まずはご連絡をお待ちしています！

活動日：原則毎週土曜日 18:30～20:50

活動場所：松沢小学校体育館

連絡先：matsuzawa.bmt@gmail.com



<松沢小ゴスペルサークル> Part Time Angels

指揮者もピアニストも松小在校生のママ。経験ある方もない方も、「歌いたい！」という気持ちさえあれば大歓迎。まずは笑いと歌声にあふれた私たちの練習に来てみてください。

活動日：不定期（月2～3回）

活動場所：松沢小学校音楽室、地区会館など

参加費：1回参加毎に500円（初回見学・体験は無料）

連絡先：pta.gospel@gmail.com



<サークル・デマナーノ> de mano

得意なモノを教え合いながら、楽しく作っています。初めての方でも大丈夫！手芸好きな人たちが集まって、楽しくおしゃべりしながら好きなものを作っています。手ぶらで参加もOK。初心者でも全く問題ありません。ご興味のある方はご連絡ください。

活動日：不定期（月初にお知らせ）

活動場所：松沢小学校家庭科室

連絡先：pocotomopuu@gmail.com



*サークルとは目的を異にしていますが、次のような会も活動しています。

<まつぼっくりの会>

くすのき、きはだ学級の保護者会の時、子どもたちと遊びながら見守るお手伝いをし、交流を深めています。できるときに参加していただくようになっています。

付：松沢小学校PTA会則

第一章 総 則

第1条 (名称、事務所)

本会を松沢小学校PTAと称し、事務所を同校内におく。

第2条 (目 的) 本会は、家庭と学校との緊密な協力により、家庭・学校・地域社会における児童の福祉を増進し、本校教育の目的達成に協力するとともに、児童の教育に必要な教養を高め、会員相互の親睦をはかることを目的とする。

第3条 (方 針)

1. 本会は学校の教育方針に沿うように協力する。
2. 本会は目的を同じくする団体および機関と必要に応じて協力する。
3. 本会は学校教育に関する建設的な意見を述べることはあるが、学校の人事その他の管理には干渉しない。
4. 本会は教育を本旨とする民主的団体であって、営利的、宗教的、政治的性格を持たない。

第二章 活 動

第4条 本会は第2条の目的を達成するため次の活動を行う。

1. 児童の教育を理解し、教育環境の整備に協力する。
2. 児童の地域における生活指導と、よりよい環境作りにつとめる。
3. 会員各自の教養を高め、相互の親睦を深める。
4. その他本会が必要と認める活動。

第5条 上記の活動を行うために、各委員会をおき、場合により部もおくことができる。

第三章 会 員

第6条 本会の会員になることができるのは在籍児童の保護者とそれに代わる者、および本校教員とする。また、本会には、顧問およびサポートボランティアをおくことができる。

第四章 会 計

第7条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第8条 本会の経費は、会費・寄付金・その他収入による。

第9条 本会の収支決算は、監査の審議を経て、実行委員会の議に付し、総会の承認を経るものとする。

第10条 本会の会費は、一家庭年額2,400円(月額200円)とする。

第五章 役員・監査

第11条 本会は次の役員をおく。

会 長	1名(保護者)
副会長	4名(保護者3 教員1)
会 計	4名(保護者2 教員2)
総 務	5名(保護者3 教員2)

保護者側については、特別な理由がある場合、実行委員会の承認を得て、増員することができるものとする。

第12条 役員の選出は次のとおり行うものとする。

1. 保護者側の役員は細則第2条に定める方法により推薦され、書面にて承認を得る。尚、承認議決は書面回収数の過半数とする。
2. 学校側の役員は学校長に委嘱する。
3. 役員に欠員を生じ会務に支障のある場合は、実行委員会の承認を得てこれを補充するか、代行として兼務をおく。
4. 役員が第2条及び第3条に反する言動を行い、本会役員にふさわしくないと判断された場合には、役員会において役員による解任動議がなされ、役員の過半数の賛同があれば当該役員を罷免できる。

第13条 役員の任期は次のとおりとする。

1. 役員の任期は1ヶ年とし、一家庭につき通算2ヶ年を限度とする。
2. 役員欠員を補充したときの任期は、前任者の残任期間とする。
3. 学校側の役員はこの限りではない。

第14条 監査

1. 本会は監査2名(保護者)をおく。
2. 監査の任務は、会計を監査し、総会において会計監査の結果を報告する。
3. 役員会は監査を推薦し、総会の承認を受ける。
4. 監査に欠員を生じ事務面に支障のある場合は、実行委員会の承認を得てこれを補充する。
5. 監査の任期は役員の任期に準じるものとする。

第六章 運営組織

第15条 総会

1. 総会は全会員により構成される本会最高の議決機関であり、会長がこれを招集する。
2. 定期総会は毎年1回年度初めに開催し、予算決算の決定承認、その他の重要事項を決議する。
3. 臨時総会は実行委員会、または全会員の3分の1以上の要求がある場合、会長は随時これを開くことができる。
4. 総会に欠席の場合は委任状を提出する。総会は会員の過半数の出席（委任状を含む）をもって成立し、議決は出席者の過半数の同意を必要とする。可否同数の場合は、議長の決するところによる。

第16条 役員会

1. 役員会は役員をもって構成され、随時必要に応じて会長が招集し、本会の運営事務、渉外関係の処理のほか、総会および実行委員会に提出する議案を企画する。
2. 役員会は名誉会長およびPTA担当教員が出席し、意見を述べるができる。
3. 役員会は必要に応じて委員の出席を求め、意見を聞くことができる。

第17条 実行委員会

1. 実行委員会は総会に次ぐ議決機関であり、会長がこれを招集する。
2. 実行委員会は役員、委員、学級係、PTA担当教員により構成される。事情により出席のできない役職者等は代理を立てることができる。
3. 実行委員会は役員会、各委員会の提案の審議にあたり、会則第2条・同3条・同4条の観点から当会の具体的な活動を精査した上で決定する。

第18条 委員会・部

1. 委員会とは、当会の活動を担う各委員会を総称し、当該委員によって招集され、当該委員、サポート委員、係をもって構成される。
2. 各委員は細則第2条に定める方法により選出され、書面にて承認を得る。尚、承認議決は書面回収数の過半数とする。
3. 各委員および係の任期は、役員の任期に準じるものとするが、ほかに適任者がいない場合にはこの限りでない。
4. 本校教員は、各委員会の係となることができる。
5. 部とは、サポートボランティアが特定の活動を担う場合に創設できるものとする。

第19条 学級PTA

1. 学級PTAは本会の各学級の保護者と担任教員により構成され、PTA活動の基盤として積極的な話し合いにより、学級児童、学級会員の相互理解と親睦、および教育の促進をはかる。

2. 学級係は担任教員ならびに他の学級P会員と協力し、学級PTAにおける活動を促進するために、担任教員ならびにPTA担当教員の同意を得て学級PTAを招集することができる。

付 則

第21条 松沢小学校長は、本会の名誉会長とし、随時会議に出席して、意見を述べるができる。

第22条 顧問は、現在会員でない者で、松沢小学校PTA活動に多大の貢献をした者の中より、役員会が推薦し、実行委員会で承認された者とし、会長の諮問に依り意見を述べるができる。サポートボランティアは会員が役員若しくは委員長に申し出ることで活動の支援ができる。

第23条 本会、会則施行に関して、必要と思われる細部事項は、別に定める施行細則による。施行細則は実行委員会に委任する。

第24条 本会則は、総会の議決によらなければ変更することはできない。

第25条 本会則は、平成29年（2017年）4月1日より効力を発する。

細 則

- 第1条 目的を同じくする団体および機関と連絡するための係をおき、また周年行事準備と実施等のために、特別な年度においては特命の役職者として増員することができる。
- 第2条 役員・委員等選考規定
1. 役員・委員等を選考するに当たっては、委員・サポート委員および各学級より1名（6年を除く）の係、担当教員による役職選考委員会をおく。
 2. 役員・委員は公募とする。選出手続きは役職選考委員会が行う。その際、役職選考係は候補者になることはできない。
 3. サポート委員は0から4名おくことができ、役員・委員の指名または公募とする。選出手続きは役職選考委員会が行う。
 4. 役職選考委員会は第2項による候補者のほか、独自の候補者を推薦することができる。
 5. 任期を務めた役員・委員は、以後の選出にあたって拒否権を有する。
 6. サポート委員は、各学級の係を兼務し、次年度の役員・委員の選出にあたってのみ拒否権を有する。
 7. 会計監査は、当該年度および翌年度の学級PTAにおける係・当番の選出の免除を受けることができる。
- 第3条 当会の委員会として、学級委員会、校外委員会、役職選考委員会、子どもまつり運営委員会、家庭研修委員会、地区委員をおく。また、周年行事や世小P担当校等の対応で単年度若しくは複数年度の臨時特別委員会を設置することができる。
- 第4条 当該年度の活動を終了した委員は、実行委員会で活動報告を行うことで、以後の実行委員会への出席を免除される。
- 第5条 部は、サポートボランティアが委員会以外の特定活動を行う場合に、役員会に創設を提案し、役員会及び実行委員会の審議承認を経れば創設できる。
- 第6条 教員を除く会員は、必要人数に応じた役員、委員、係、当番に選出されるものとする。
- 第7条 退会及び非加入
1. 会員は、本会の趣旨に賛同できない場合には、退会することができる。
 2. 退会の届は、会長宛に書面にて提出する。
 3. 会費等の処理については、別途、会計と手続きを行う。
 4. 非加入及び退会会員の児童への会費からの抛出物品等の扱いについては、非加入及び退会者の意向を確認して実費負担等の適切な処置を講ずる。
 5. 非加入及び退会会員の児童が、PTA行事等に参加することは妨げないが、行事等に参加する

場合の当該児童の安全については、保護者とそれに代わる者が責任を持たなければならない。

6. 退会した後若しくは非加入であっても、希望によりいつでも再加入若しくは加入できる。

第8条 個人情報

1. 当会活動のプロセスで得られた会員の個人情報等に関しては、当会活動の目的以外には使用できない。また、その管理については役員および校外委員が限定して行い、その使用については役員および校外委員の立会いの上で行う。ただし、校外班活動に関して必要な場合、校外サポート委員および校外班長は個人情報を使用することができる。
2. 当会活動に関するインターネットへの投稿は、当事者の了承や個人情報の扱いなどを踏まえて慎重に取り扱わなければならない。投稿による問題発生への責任は投稿者が負うものとする。

内 規

1. 慶弔関係
 - A. 会員の場合、死亡に対する香典 10,000円
 - B. 会員の子の場合（本校児童に限る）
 - (1) 入院（5日以上）又は、欠席3週間を過ぎた時の自宅お見舞い 3,000円
 - (2) 死亡に対する香典 5,000円
 - C. 主事の場合、死亡に対する香典 5,000円
 - D. 当会の活動に直接的に尽力戴いた方の死亡に対する香典は、5000円を限度とし、会長及び副会長の判断で行うことができる。但し、直後の役員会で報告し、承認を得なければならない。
 - E. その他必要のある場合は会長及び副会長の判断により学校との相談を経て行うことができる。但し、直後の役員会で報告し、承認を得なければならない。
2. サークル
会員の同好の集まり。新設を希望する場合は役員会にて規約に準じた審査が行われ、規約への適合が確認された後、実行委員会で承認を得る。
サークル活動費は現役PTA会員数で支給額を決定し、0人の場合は支給しない。

10人以上	30,000円
5人～9人	15,000円
5人未満	10,000円
3. 本内規の改廃は、実行委員会の決議によって行う。

以下余白

平成6年 4月 1日 制定	平成27年 12月 10日 細則・内規改正
平成7年 4月 1日 改正	平成29年 4月 1日 改正
平成9年 4月 1日 改正	平成29年 9月 15日 細則改正
平成21年 2月 26日 改正	平成30年 1月 30日 細則改正
平成23年 4月 1日 改正	令和元年 10月 15日 細則改正
平成27年 6月 16日 会則改正	令和2年 7月 29日 会則・細則改正



世田谷区立松沢小学校 PTA

会員名 _____